

境町社会福祉協議会「特殊寝台貸与」に係わる実施要項

(目的)

第1条 この要項は、境町に居住する者に対し、福祉用具を貸与することにより、日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(貸与条件)

第2条 貸与の対象となる福祉用具は、特殊寝台とし、その対象者は、境町に住所を有し、前年分の住民税非課税世帯であるものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）等により特殊寝台の貸与等を受けられる者は対象者から除く。

2 特殊寝台の貸与を受けた者は、特殊寝台の一部又は全部をき損し又は滅失した場合には直ちに会長に対し、その状況を報告し、その指示にしたがわなければならない。

(貸与期間)

第3条 特殊寝台の貸与の期間は、貸与を受けた対象者が施設へ入所すること、その他の事情により当該用具を必要としなくなるまでの間とする。

2 一年を単位として更新を行うものとする。

(申請)

第4条 特殊寝台の貸与を希望する者又はこれを扶養する者は、「特殊寝台借用申請書」（様式第2号）に、住民税非課税証明書等を添付し、境町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(契約の締結)

第5条 会長は、特殊寝台の貸与を行う場合には、業者に委託して行うことができるものとする。

2 会長は、業者との契約に当っては、低廉な価格で良質かつ適切な特殊寝台が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案のうえ、適切な業者を選定して、契約するものとする。

(料金)

第6条 本要項に定める特殊寝台の貸与は、無償とする。

2 会長は、特殊寝台の貸与に要した費用を支払うときには、貸与した業者からの請求により、直接業者に対して支払うものとする。

(返却)

第7条 特殊寝台の貸与を受けた者は、特殊寝台を使用する対象者が当該用具を使用しなくなったときは、速やかに会長に申し出なければならないものとする。

(台帳の整備)

第8条 会長は、特殊寝台の貸与の状況を明確にするため、「特殊寝台貸与台帳」（様式第4号）を整備するものとする。

(補則)

第9条 この要項に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要項は、平成29年6月7日から施行する。
- 2 福祉機器貸出事業実施要項は廃止する。